

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子

勉

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
吉場安行東京線	川口市大字安行字大元六六四番三地先から 同市大字安行字大元七二五番一地先まで	令和二年三月二十七日	<p>平成二十九年十一月十日付け埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第七号で告示した道路 予定区域の供用開始である。</p> <p>延長一五一・五〇メートル</p>